

令和6年度ウクライナ避難民地域共創事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、2022年2月24日に発生したロシアのウクライナへの軍事侵攻に起因し、兵庫県内在住の親族・知人等を頼りウクライナから本県に一時避難した避難民（以下、「避難民」という）と地域住民の協力による、相互理解と交流の場の創出を支援することで、県内の避難民の地域定着と自立の促進に寄与することを目的とする。

(対象団体)

第2条 この要綱による助成の対象となる団体（以下「対象団体」という）は、第1条の目的を遂行することができる非営利団体・グループ等（市町の国際交流協会を含む）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が関与する団体は除く。

(助成金の交付対象事業)

第3条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、兵庫県内で避難民支援に取り組む非営利団体・グループが、避難民との協力の下、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに実施する次の事業とする。

- (1) 避難民と地域住民の相互理解と交流を促進する事業
- (2) 避難民による地域社会への参画を促進する事業
- (3) その他事業の目的に合致し、理事長が必要と認める事業

2 次のいずれかに該当する事業は交付対象にしない。

- (1) 広く一般に公開しないもの
- (2) 兵庫県又は兵庫県と密接な関係を有する団体が実施、助成又は補助する事業
- (3) 事業の効果が特定の個人等のみにも帰属する事業
- (4) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (5) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (6) 金品の譲渡、贈与、寄付等を目的とする事業
- (7) 物品・教材の広報・販売・勧誘につながる事業
- (8) 実施期間が令和6年4月1日から令和7年3月31日以外に実施・準備等を行う事業
- (9) 公序良俗に反するなど事業としてふさわしくないと理事長が判断するもの

(助成金の額及び助成率)

第4条 助成金の金額は、事業助成対象経費（別表）の合計額で、一事業につき、40万円を上限に、助成対象経費全額を助成する。

(助成事業の募集)

第5条 助成事業の募集は原則として年1回とし、一般公募により行う。助成金の交付を受けようとする者は、ウクライナ避難民地域共創事業助成金交付申請書（様式第1号）を事業計画書（様式第2号）とともに当協会理事長（以下「理事長」という。）に、その定める時期までに提出しなければならない。

なお、同一団体が複数の事業を申請することを妨げるものではない。

(助成審査委員会)

第6条 理事長は、申請された事業の企画内容を審査するため、助成審査委員会（以下、「審査会」という。）を設置し、提出された申請書類をもとに審査を行う。

- 2 理事長は、必要に応じて申請団体に対して審査会への出席及び説明を求めることができる。
- 3 審査会は、公益性、計画性等に基づき総合的に審査し、理事長に報告する。
- 4 審査会は、原則非公開とする。

(助成事業の決定及び通知)

第7条 理事長は、前条の規定に基づく申請書の提出があった事業について、当協会に設置する審査委員会に諮り、助成事業及び助成金額を決定し、その結果を通知書（様式第3号又は第4号）により申請者に通知するとともに、助成した対象者、内容等を公表する。

(事前着手)

第8条 事情により、令和6年4月1日以降で交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手承認申請書（様式5）を電子申請等により理事長あて提出するものとする。理事長は、申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは、事前着手承認通知書（様式6）により、当該申請者に通知するものとする。

(事業の評価・調査等)

第9条 理事長は、必要と認めるときは、申請団体に対して、事業の関係資料及び説明を求め、実地に調査を行うことができる。

- 2 理事長は、前項の調査等により事業の評価を行うとともに、不適当な事項を発見した場合には、必要な是正措置を求めることができる。

(実績報告)

第10条 助成金交付決定の通知を受けた者（以下「助成対象団体」という。）は、事業終了後30日以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに、理事長に対してウクライナ避難民地域共創事業実績報告書（様式第7号）及び事業実績（様式第8号）を提出しなければならない。

(額の確定)

第11条 前条の実績報告があり、理事長は当該報告に係る書類の審査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、ウクライナ避難民地域共創事業助成金額確定通知書（様式第9号）により助成対象団体に通知する。

(助成金の請求・交付)

第12条 前条の規定で確定した額の通知を受けた助成対象団体は、ウクライナ避難民地域共創事業助成金請求書（様式第10号）により、理事長へ請求する。

- 2 前項の請求があったときは、理事長は助成金を速やかに交付する。

(計画変更の承認)

第 13 条 助成対象団体は、ウクライナ避難民地域共創事業助成金交付申請書に記載した事項について変更しようとするときは、ウクライナ避難民地域共創事業助成金交付決定内容変更承認申請書（様式第 11 号）により予め理事長の承認を得なければならない。

ただし、第 3 条第 2 項に該当する変更については、第 15 条で辞退届を提出するものとする。

2 理事長は、前項による申請があったときは、変更内容を審査し、その結果を通知書（様式第 12 号又は第 13 号）により申請者に通知する。

（交付決定の取り消し）

第 14 条 理事長は、助成対象団体が助成金を他の用途に使用し、または事業の内容を第 13 条の承認を受けないで変更したとき、もしくは第 13 条による変更の承認が得られない事業に助成金を使用したときは、ウクライナ避難民地域共創事業助成金取消決定通知書（様式第 14 号）により当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに期限を定めてその返還を求めることができる。

また、虚偽申請等の不正事項が発覚したときや、その他、理事長が交付決定の取り消し等が適当と判断した場合も同様の取り扱いとする。

（辞退）

第 15 条 助成金交付決定の通知を受けた後、何らかの事情により、交付決定を受けた事業の実施が困難となった場合は、事業中止の決定から 30 日以内にウクライナ避難民地域共創事業助成金辞退届（様式第 15 号）を提出しなければならない。

（事業実施への協力等）

第 16 条 助成対象団体は、助成事業の実施に当たっては、当協会から助成を受けている旨をポスター・印刷物等に明記しなければならない。

なお、記載に当たり、事前に記載案を当協会に例示の上、了解を得なければならない。

（事業成果の公表）

第 17 条 この助成事業における交付申請書、事業実績報告書などにより、当協会が知りえた事柄は、この助成事業の必要な範囲において、当協会が公表できる。

（雑則）

第 18 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

（別表）

1 事業助成対象経費

区分	経費の種類
謝金	外部者（講師・通訳）等への謝金
旅費	交通費、通行料、宿泊費

需用費	印刷製本費、コピー代、消耗品費、食材料購入費等
役務費	通信運搬費、広告料、手数料、保険料、会場設営費等
委託費	調査・研究等の委託料 ただし、活動の大半を占める委託は除く
使用料	会場使用料、活動に必要とされる機器・機材・車両の借上料等
食糧費	当該事業において供する飲食に要する経費（打ち上げ等にかかるものは除く）
その他の経費	その他理事長が適当と認める経費

2 事業助成対象経費とならないもの

- (1) 団体の運営維持のために要する経費、団体の構成員・活動スタッフ等に係る人件費・旅費、備品購入費等の団体の資産形成に係る費用
- (2) 海外への渡航旅費、海外からの招聘旅費、海外での交通費・通行料・宿泊費
- (3) 金品の寄付・贈与、記念品・贈答品等の購入費用
- (4) 領収書がない等、使途が不明な経費
- (5) その他、理事長が助成対象として不相当と判断する経費